

基発0410第3号
雇児発0410第10号
平成24年4月10日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

女性労働基準規則の一部を改正する省令の施行について

女性労働基準規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第78号)は本日公布され、平成24年10月1日に施行される。改正の趣旨及び上記省令による改正後の女性労働基準規則(昭和61年労働省令第3号。以下「則」という。)の内容は下記のとおりであるので、女性労働者の就業が禁止される業務の範囲等についての貴管下の関係事業者等に対する周知及びその円滑な施行に遺漏なきを期されたい。

なお、従前の関係通達の整理については別途通達する。

記

第1 趣旨

則第2条第1項第18号及び同条第2項の規定による女性労働者の就業を禁止する業務について、これまで、鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素及びアニリンの9物質のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務としてきたところである。

今般、「母性保護に係る専門家会合報告書(平成23年12月)」を踏まえ、則第2条第1項第18号及び同条第2項の規定による女性労働者の就業を禁止する業務を、厚生労働省労働基準局によるGHS分類事業において、生殖毒性

若しくは生殖細胞変異原性が区分1 A若しくは1 B^{*} に分類された又は授乳影響ありとされた2 5物質を発散する場所における業務であって、労働安全衛生法令の規定により呼吸用保護具等の使用が義務付けられている業務及び労働安全衛生法令の規定による作業環境測定の評価の結果、第3管理区分に区分された屋内作業場における業務（以下「有害物に係る就業禁止業務」という。）とするための改正を行ったものである。

第2 内容

1 特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）に規定する有害物のうちの13物質に係る業務（則第2条第18号イ関係）

- (1) 当該規定は、有害物に係る就業禁止業務のうち、特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）において規制されている有害物のうちの13物質を発散する場所におけるものを規定するものであること。
- (2) 特化則に規定する有害物のうちの13物質を発散する場所における業務であって、特化則第22条第1項又は第22条の2第1項の規定により呼吸用保護具の使用が義務付けられている業務について、女性労働者を就かせてはならないものとするものであること。（則第2条第18号イ(1)関係）
- (3) 特化則に規定する有害物のうち13物質を発散する場所における則第2条第18号イ(1)に規定する業務以外の業務のうち、作業環境測定を行うべき作業場であって、特化則第36条の2第1項の規定による評価の結果、第3管理区分に区分された屋内作業場における業務については、女性労働者を就かせてはならないものとするものであること。（則第2条第18号イ(2)関係）

2 鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）に規定する有害物に係る業務（則第2条第18号ロ関係）

- (1) 当該規定は、有害物に係る就業禁止業務のうち、鉛中毒予防規則（以下「鉛則」という。）において規制されている有害物を発散する場所におけるものを規定するものであること。
- (2) 鉛則第39条ただし書の規定により有効な呼吸用保護具を使用させ

*1・生殖毒性区分1Aの定義:生殖毒性(性機能及び生殖能又は発生に対する悪影響)があることが知られている化学物質

・生殖毒性区分1Bの定義:生殖毒性があるとみなされる化学物質

・生殖細胞変異原性1Aの定義:生殖細胞に経世代突然変異を誘発することが知られている化学物質

・生殖細胞変異原性1Bの定義:生殖細胞に経世代突然変異を誘発するとみなされる化学物質

て行う臨時の作業を行う業務及び鉛則第58条第1項、第2項若しくは第3項の規定により有効な呼吸用保護具の使用が義務付けられている業務について、女性労働者を就かせてはならないものとするものであること。ただし、則第2条第18号ロ(1)括弧書きにおいては、鉛則第58条第3項の規定により有効な呼吸用保護具の使用が義務付けられている業務のうち、鉛則第3条各号及び第58条第3項ただし書の規定により、呼吸用保護具の使用義務が適用除外されている業務を除外するものであること。(則第2条第18号ロ(1)関係)

(3) 「鉛則第39条ただし書の規定により呼吸用保護具を使用させて行う臨時の作業」とは、粉状の鉛等又は焼結鉍等をホッパーに入れる作業を行う場合(当該ホッパーの下方の場所に粉状の鉛等又は焼結鉍等がこぼれるおそれのある場合に限る。)における、当該ホッパーの下方の場所において有効な呼吸用保護具を使用させて行う臨時の作業であり、具体的には修理の業務があたること。(則第2条第18号ロ(1)関係)

(4) 則第2条第18号ロ(1)に規定する業務以外の業務のうち、作業環境測定を行うべき作業場であって、鉛則第52条の2第1項の規定による評価の結果、第3管理区分に区分された屋内作業場における業務については、女性労働者を就かせてはならないものとするものであること。(則第2条第18号ロ(2)関係)

3 有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)に規定する有害物のうちの11物質に係る業務(則第2条第18号ハ関係)

(1) 当該規定は、有害物に係る就業禁止業務のうち、有機溶剤中毒予防規則(以下「有機則」という。)において規制されている有害物のうちの11物質を発散する場所におけるものを規定するものであること。

(2) 有機則に規定する有害物のうちの11物質を発散する場所における業務であって、有機則第32条第1項第1号若しくは第2号又は第33条第1項第2号から第7号までに規定する業務について、女性労働者を就かせてはならないものとするものであること。ただし、則第2条第18号ハ(1)括弧書きにおいては、則第2条第18号ハ(1)本文に規定する業務のうち、有機則第2条第1項の規定により送気マスク等の使用義務が適用除外されている業務を除外するものであること。(則第2条第18号ハ(1)関係)

なお、有機則第33条第1項第1号に規定する業務(第3種有機溶剤等に係る業務)については、女性の就業を禁止していないものであること。

(3) 有機則に規定する有害物のうち11物質を発散する場所における則第2条第18号ハ(1)に規定する業務以外の業務のうち、作業環境

測定を行うべき作業場であって、有機則第28条の2第1項の規定による評価の結果、第3管理区分に区分された屋内作業場における業務については、女性労働者を就かせてはならないものとするものであること。(則第2条第18号ハ(2)関係)



母性保護のための「女性労働基準規則」を改正～生殖機能などに有害な物質が発散する場所での女性の就業を禁止、平成24年10月施行～

平成24年4月10日、母性保護のために、生殖機能などに有害な化学物質が発散する場所での女性労働者の就業を禁止する「女性労働基準規則(女性則)」の一部を改正する省令を公布しました。改正女性則は平成24年10月1日から施行となります。

改正女性則では、妊娠や出産・授乳機能に影響のある25の化学物質(従来の規制対象は9物質)を規制対象とし、これらを扱う作業場のうち、以下の業務については、妊娠の有無や年齢などにかかわらず全ての女性労働者の就業を禁止します。

このページでは、この改正省令に関する情報を、順次掲載していきます。

女性労働者の就業を禁止する業務

- 労働安全衛生法に基づき作業環境測定を行い、「第3管理区分」(規制対象となる化学物質の空気中の平均濃度が規制値を超える状態)となった屋内作業場での業務
- タンク内、船倉内での業務など、規制対象となる化学物質の蒸気や粉じんの発散が著しく、呼吸用保護具の着用が義務づけられている業務

女性労働基準規則の対象物質(25物質)

- 特定化学物質障害予防規則の適用を受けているもの

1 塩素化ビフェニル(PCB)	8 水銀およびその無機化合物(硫化水銀を除く)
2 アクリルアミド	9 塩化ニッケル(II)(粉状のものに限る)
3 エチレンジイミン	10 砒素化合物(アルシンと砒化ガリウムを除く)
4 エチレンオキシド	11 ベータープロピオラクトン
5 カドミウム化合物	12 ペンタクロルフェノール(PCP)およびそのナトリウム塩
6 クロム酸塩	13 マンガン
7 五酸化バナジウム	

(注)カドミウム、クロム、バナジウム、ニッケル、砒素の金属単体、マンガン化合物は対象とならない。

- 鉛中毒予防規則の適用を受けているもの

14 鉛およびその化合物

- 有機溶剤中毒予防規則の適用を受けているもの

15 エチレングリコールモノエチルエーテル(セロソルブ)	21 テトラクロルエチレン(パークロルエチレン)
16 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(セロソルブアセテート)	22 トリクロルエチレン
17 エチレングリコールモノメチルエーテル(メチルセロソルブ)	23 トルエン
18 キシレン	24 二硫化炭素
19 N,N-ジメチルホルムアミド	25 メタノール
20 スチレン	

報告書等

[労働安全衛生法と改正女性則の関係 \[262KB\]](#)

[改正の根拠となった専門家会合の報告書](#)

平成23年12月「母性保護に係る専門家会合報告書」([プレスリリース](#)、 [概要 \[173KB\]](#)、 [全文 \[848KB\]](#))

関係法令

関係省令

[女性労働基準規則の一部を改正する省令\(平成24年厚生労働省令第78号\) \[76KB\]](#)

[新旧対照条文 \[109KB\]](#)

関係通達

[「女性労働基準規則の一部を改正する省令の施行について」\(平成24年4月10日付け基発0410第3号、雇発0410第10号\) \[138KB\]](#)

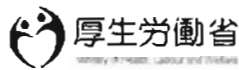
パンフレット等

作成中

このほか、参考となる情報がありましたら、随時掲載していきます。

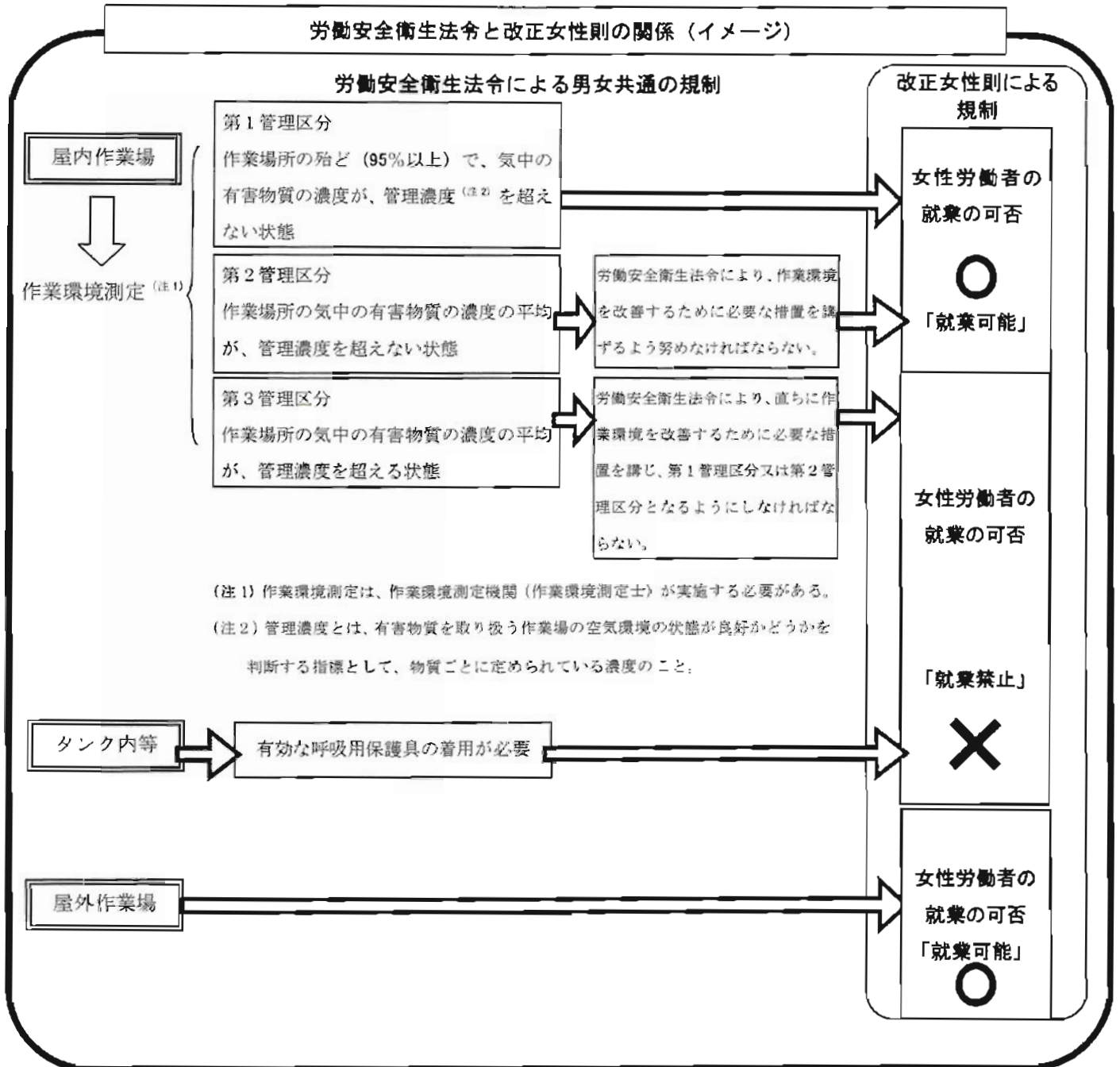
担当

雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課法規係(内線:7852)



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話 03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved.

労働安全衛生法令と改正女性則の関係



※ 図は大まかなイメージであり、例外もありますので、詳細については雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課までお問い合わせください。

○ 女性労働基準規則（昭和六十一年労働省令第三号）

改正案	現行
<p>（危険有害業務の就業制限の範囲等）</p> <p>第二条 法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 ボイラー（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八号において「安衛令」という。）第一条第三号に規定するボイラーをいう。次号において同じ。）の取扱いの業務</p> <p>三（略）</p> <p>四 つり上げ荷重が五トン以上のクレーン若しくはデリック又は制限荷重が五トン以上の揚貨装置の運転の業務</p> <p>五（略）</p> <p>六 クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（二人以上の者によつて行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）</p> <p>七 十七（略）</p> <p>十八 次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務</p> <p>イ 塩素化ビフェニル（別名PCB）、アクリルアミド、エチレンイミン、エチレンオキシド、カドミウム化合物、クロム酸塩、五酸化バナジウム、水銀若しくはその無機化合物（硫化水銀を除く）、塩化ニッケル（Ⅱ）（粉状の物に限る）、砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く）、ベータープロピオラクトン、ペンタクロルフ</p>	<p>（危険有害業務の就業制限の範囲等）</p> <p>第二条 法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 ボイラー（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第一条第三号に規定するボイラーをいう。次号において同じ。）の取扱いの業務</p> <p>三（略）</p> <p>四 つり上げ荷重が五トン以上のクレーン若しくはデリック又は制限荷重が五トン以上の揚貨装置の運転の業務</p> <p>五（略）</p> <p>六 クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（二人以上の者によつて行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）</p> <p>七 十七（略）</p> <p>十八 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務</p>

（傍線の部分は改正部分）

エノール（別名PCP）若しくはそのナトリウム塩又はマンガンを発散する場所 次に掲げる業務

(1) 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第二十二條第一項又は第二十二條の二第一項に規定する作業を行う業務であつて、当該作業に従事する労働者に呼吸用保護具を使用させる必要があるもの

(2) (1)の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一條第七号に掲げる作業場（石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く。）であつて、特定化学物質障害予防規則第三十六條の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業を行う業務

ロ 鉛及び安衛令別表第四第六号の鉛化合物を發散する場所 次に掲げる業務

(1) 鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）第三十九條ただし書の規定により呼吸用保護具を使用させて行う臨時の作業を行う業務又は同令第五十八條第一項若しくは第二項に規定する業務若しくは同令第三項に規定する業務（同項に規定する業務にあつては、同令第三條各号に規定する業務及び同令第五十八條第三項ただし書の装置等を稼働させて行う同項の業務を除く。）

(2) (1)の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一條第八号に掲げる作業場であつて、鉛中毒予防規則第五十二條の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分

に区分された場所における業務

ハ エチレンジグリコールモノエチルエーテル（別名セロソ
ルブ）、エチレンジグリコールモノエチルエーテルアセテ
ート（別名セロソルブアセテート）、エチレンジグリコー
ルモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）、キシ
レン、N・Nジメチルホルムアミド、スチレン、テト
ラクロルエチレン（別名パークロルエチレン）、トリク
ロルエチレン、トルエン、二硫化炭素又はメタノールを
発散する場所 次に掲げる業務

(1) 有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三
十六号）第三十二条第一項第一号若しくは第二号又は
第三十三条第一項第二号から第七号までに規定する業
務（同令第二条第一項の規定により、これらの規定が
適用されない場合における同項の業務を除く。）

(2) (1)の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一条第十
号に掲げる作業場であつて、有機溶剤中毒予防規則第
二十八条の二第一項の規定による評価の結果、第三管
理区分に区分された場所における業務

2
十九〜二十四 (略)

2
十九〜二十四 (略)

○女性労働基準規則

(昭和六十一年一月二十七日)

(労働省令第三号)

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十四条の二第二項及び第四項、第六十四条の三第一項第二号、第四号及び第五号、第六十四条の四、第六十四条の五第三項並びに第一百五十五条の二の規定に基づき、並びに同法を実施するため、女子労働基準規則を次のように定める。

女性労働基準規則

(平九労令三一・改称)

(坑内業務の就業制限の範囲)

第一条 労働基準法(以下「法」という。)第六十四条の二第二号の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 人力により行われる土石、岩石若しくは鉱物(以下「鉱物等」という。)の掘削又は掘採の業務
- 二 動力により行われる鉱物等の掘削又は掘採の業務(遠隔操作により行うものを除く。)
- 三 発破による鉱物等の掘削又は掘採の業務
- 四 ずり、資材等の運搬若しくは覆工のコンクリートの打設等鉱物等の掘削又は掘採の業務に付随して行われる業務(鉱物等の掘削又は掘採に係る計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、保安管理その他の技術上の管理の業務並びに鉱物等の掘削又は掘採の業務に従事する者及び鉱物等の掘削又は掘採の業務に付随して行われる業務に従事する者の技術上の指導監督の業務を除く。)

(平一八厚労令一八三・全改)

(危険有害業務の就業制限の範囲等)

第二条 法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる年齢の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務

年齢	重量(単位 キログラム)	
	断続作業の場合	継続作業の場合
満十六歳未満	十二	八
満十六歳以上満十八歳未満	二十五	十五
満十八歳以上	三十	二十

- 二 ボイラー(労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第一条第三号に規定するボイラーをいう。次号において同じ。)の取扱いの業務
- 三 ボイラーの溶接の業務
- 四 つり上げ荷重が五トン以上のクレーン若しくはデリック又は制限荷重が五トン以上の揚貨装置の運転の業務
- 五 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務
- 六 クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務(二人以上の者によつて行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。)
- 七 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務
- 八 直径が二十五センチメートル以上の丸のこ盤(横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。)又はのこ車の直径が七十五センチメートル以上の帯のこ盤(自動送り装置を有する帯のこ盤を除く。)に木材を送給する業務
- 九 操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務
- 十 蒸気又は圧縮空気により駆動されるプレス機械又は鍛造機械を用いて行う金属加工の業務
- 十一 動力により駆動されるプレス機械、シャー等を用いて行う厚さが八ミリメートル以上の鋼板加工の業務
- 十二 岩石又は鉱物の破砕機又は粉砕機に材料を送給する業務
- 十三 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが五メートル以上の地穴における業務
- 十四 高さが五メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務
- 十五 足場の組立て、解体又は変更の業務(地上又は床上における補助作業の業務を除く。)
- 十六 胸高直径が三十五センチメートル以上の立木の伐採の業務
- 十七 機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務
- 十八 鉛、水銀、クロム、砒^ひ素、黄りん、弗^ふ素、塩素、シアン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務

- 十九 多量の高温物体を取り扱う業務
- 二十 著しく暑熱な場所における業務
- 二十一 多量の低温物体を取り扱う業務
- 二十二 著しく寒冷な場所における業務
- 二十三 異常気圧下における業務

二十四 さく岩機、鋸びょう打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務
2 法第六十四条の三第一項の規定により産後一年を経過しない女性を就かせてはならない業務は、前項第一号から第十二号まで及び第十五号から第二十四号までに掲げる業務とする。ただし、同項第二号から第十二号まで、第十五号から第十七号まで及び第十九号から第二十三号までに掲げる業務については、産後一年を経過しない女性が当該業務に従事しない旨を使用者に申し出た場合に限る。

(平九労令三一・一部改正、平一〇労令七・旧第九条繰上・一部改正、平一八厚労令一八三・一部改正)

第三条 法第六十四条の三第二項の規定により同条第一項の規定を準用する者は、妊娠中の女性及び産後一年を経過しない女性以外の女性とし、これらの者を就かせてはならない業務は、前条第一項第一号及び第十八号に掲げる業務とする。

(平九労令三一・一部改正、平一〇労令七・旧第十条繰上・一部改正)

(雇用均等・児童家庭局調査員)

第四条 法第百条第三項に規定する女性主管局長及びその指定する所属の職員を雇用均等・児童家庭局調査員という。

2 雇用均等・児童家庭局調査員の携帯すべき証票は、別記様式による。

(平九労令三一・一部改正、平一〇労令七・旧第十一条繰上・一部改正、平一二労令四一・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 附則第四条の規定による改正前の女子年少者労働基準規則(昭和二十九年労働省令第十三号)第十三条第二項の規定による証票は、第十一条第二項の規定による証票とみなす。

附 則 (昭和六三年一月一日労働省令第三四号)

この省令は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年七月一二日労働省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年三月一日労働省令第八号)

第一条 この省令は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成七年四月一日から施行する。

第二条 この省令(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年九月二五日労働省令第三一号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成九年十月一日)から施行する。

(経過措置)

2 改正前の女子労働基準規則第十一条第二項の規定による証票は、改正後の女性労働基準規則第十一条第二項の規定による証票とみなす。

附 則 (平成一〇年三月一三日労働省令第七号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十一年四月一日)から施行する。

(経過措置)

2 改正前の女性労働基準規則第十一条第二項の規定による証票は、改正後の女性労働基準規則第四条第二項の規定による証票とみなす。

附 則 (平成一二年一〇月三一日労働省令第四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

第五条 第二条の規定による改正前の労働基準法施行規則第五十二条の規定による証票、第三条の規定による改正前の職業安定法施行規則第三十三条第二項の規定による証明書、第八条の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則第四条の規定による証

票、第二十六条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第七十八条の規定による証票、第三十一条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第七十三条の規定による証票、第三十四条の規定による改正前の労働安全衛生規則第九十五条の三の規定による証票、第五十二条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第四百四十四条の規定による証明書、第七十条の規定による改正前の女性労働基準規則第四条の規定による証票、第七十一条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第四十八条の規定による証明書及び第七十四条の規定による改正前の港湾労働法施行規則第四十五条第二項の規定による証明書は、当分の間、第二条の規定による改正後の労働基準法施行規則第五十二条の規定による証票、第三条の規定による改正後の職業安定法施行規則第三十三条第二項の規定による証明書、第八条の規定による改正後の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則第四条の規定による証票、第二十六条の規定による改正後の職業能力開発促進法施行規則第七十八条の規定による証票、第三十一条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第七十三条の規定による証票、第三十四条の規定による改正後の労働安全衛生規則第九十五条の三の規定による証票、第五十二条の規定による改正後の雇用保険法施行規則第四百四十四条の規定による証明書、第七十条の規定による改正後の女性労働基準規則第四条の規定による証票、第七十一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第四十八条の規定による証明書及び第七十四条の規定による改正後の港湾労働法施行規則第四十五条第二項の規定による証明書とみなす。

第六条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第七条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附 則 (平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四号) 抄

1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年一〇月一日厚生労働省令第一八三号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

別記様式(第4条関係)

(平12労令41・全改)

第 号		雇用均等・児童家庭局調査員証票	
		平成 年 月 日交付	
官職	氏 名	厚生労働省雇用均等・児童家庭局印	
厚生労働省			

縦6.5センチメートル

横 8センチメートル

(別記様式裏面)

労働基準法(抄)

(女性主管局長の権限)

第100条 厚生労働省の女性主管局長(厚生労働省の内部部局として置かれる局で女性労働者の特性に係る労働問題に関する事務を所掌するものの局長をいう。以下同じ。)は、厚生労働大臣の指揮監督を受けて、この法律中女性に特殊

の規定の制定、改廃及び解釈に関する事項をつかさどり、その施行に関する事項については、労働基準主管局長及びその下級の官庁の長に勧告を行うとともに、労働基準主管局長が、その下級の官庁に対して行う指揮監督について援助を与える。

女性主管局長は、自ら又はその指定する所属官吏をして、女性に関し労働基準主管局長若しくはその下級の官庁又はその所属官吏の行った監督その他に関する文書を閲覧し、又は閲覧せしめることができる。

第101条及び第105条の規定は、女性主管局長又はその指定する所属官吏が、この法律中女性に特殊の規定の施行に関して行う調査の場合に、これを準用する。

第101条 労働基準監督官は、事業場、寄宿舍その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。

前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

第120条 次の各号の1に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(第1号から第3号まで 略)

4 第101条(第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による労働基準監督官又は女性主管局長若しくはその指定する所属官吏の臨検を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者

女性労働基準規則(抄)

第4条 法第100条第3項に規定する女性主管局長及びその指定する所属の職員を雇用均等・児童家庭局調査員という。

2 雇用均等・児童家庭局調査員の携帯すべき証票は、別記様式による。